

## 別表1（第3条関係）

### 補助対象事業

#### 市内中心市街地の活性化に資する事業

- 製造業
- 加工業
- 小売業
- 飲食業
- 理容・美容業
- サービス業
- 買い物弱者対策事業
- その他市長が適当と認めるもの

### 補助対象外事業

- 社会福祉法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、NPO法人等
- 協同組合、事業組合などの組合
- 農業、林業、漁業、狩猟業
- 金融、保険業（生命保険媒介業、損害保険代理業、損害査定業を除く）
- 娯楽業のうち風俗関連営業
- 競輪・競馬関連事業
- パチンコホール、スロットマシン場等
- 芸ぎ業、芸ぎ周旋業
- 集金業・取立業（公共料金又はこれに準ずるものに関するものを除く）
- 興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係る調査を主に行うもの
- 易断所・観相業
- 相場案内業
- 医療業（療術業を除く）・福祉業
- 獣医業
- 学校（学校法人が経営するもの）
- 法律相談所、特許相談所
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定するもの
- 宗教活動又は政治活動を目的としたもの
- 公序良俗に反する行為又は違法な行為を行うもの
- その他市長が不適当と認めるもの